

佐渡市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱

佐渡市総合教育会議運営要綱の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育委員長」を「教育長」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長の指名する者がある場合は、この限りでない。

第6条中「学校教育課」を「教育総務課」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

新旧对照表

新	旧
第1条・第2条 (略) (会議) 第3条 会議は、法第1条の4第2項に規定する構成員のうち、市長、<u>教育長</u>の出席がなければ、開くことができない。 2 市長は、会議の議長となる。<u>ただし、市長の指名する者がある場合は、この限りでない。</u>	第1条・第2条 (略) (会議) 第3条 会議は、法第1条の4第2項に規定する構成員のうち、市長、<u>教育委員長</u>の出席がなければ、開くことができない。 2 市長は、会議の議長となる。<u>。</u>
第4条・第5条 (略) (事務局) 第6条 会議の事務局は、教育委員会<u>教育総務課</u>に置く。 第7条 (略)	第4条・第5条 (略) (事務局) 第6条 会議の事務局は、教育委員会<u>学校教育課</u>に置く。 第7条 (略)

佐渡市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、佐渡市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集手続)

第2条 市長は、会議を招集する場合は、あらかじめ会議の招集日時、場所及び会議に付すべき事項その他必要な事項を会議の出席者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第3条 会議は、法第1条の4第2項に規定する構成員のうち、市長、教育長の出席がなければ、開くことができない。

2 市長は、会議の議長となる。ただし、市長の指名する者がある場合は、この限りでない。

(傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、出席者の承認を得て、市の広報媒体へ掲載し公表するものとする。ただし、非公開とした事案に係る部分については、この限りでない。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行する。